

国際 P&I グループ (IG) に対する EU 競争法当局の調査の現況 (問題点の要約)

1. はじめに

- 1.1 International Group Agreement (以下 IGA) に付与されていた 2 回目の 10 年間の競争法適用除外期間が、2009 年 2 月に満了した。EU 競争法当局は、2010 年 8 月 26 日、IG が行っている Claim sharing と再保険手配に関する三つの点につき検証することを決定したと発表、その三つの点は次の通り。
- 2 月 20 日に移動する船に適用される IGA の“quotation procedures” (保険料求率手続) に関する規定、
 - IGA の Release calls (精算保険料) に関する点
 - 商業保険者による IG の再保険システムの利用に関する点
- 1.2 今般の調査は、EU 競争法当局が独自に開始したものであり、第三者の苦情申立てが端緒となったものではないことは、EU 競争法当局が確認している。
- 1.3 EU 競争法当局の関心が那邊にあるかについては、正確には判然としない。IG は各々の点につき予備的見解を伝え、EU 競争法当局との議論を継続中である。各々の問題点は以下のように要約することができる。

2. Quotation procedures に関連した問題

- 2.1 EU 競争法当局は契約更改時 (即ち 2 月 20 日)、新しいクラブ (*) がホールディングクラブ (**) より低い料率を提示することを禁ずることにより、クラブが新しいビジネスを獲得するのを IGA が妨げているのではないかと考えているようである。そもそも IGA の Quotation procedure の問題は、1985 年および 1999 年の EU 競争法当局の決定 (以下、1985 年決定、1999 年決定) とその決定で認められた競争法適用除外の中心的問題であった。今回の EU 調査班は、前回の EU 競争法当局がこの問題に関し出した分析内容に納得していないようである。EU 調査班は、(ホールディングクラブから新しいクラブへの) 保険成績等データの提供と、(IG 内において新しいクラブへ) 適正な料率提示を実施すべき申し合わせさえすれば、新しいクラブが不当な値引き料率を出すことを十分に防げるのではないかと考えているようである。

(*) 当該本船に対してホールディングクラブではないクラブ

(**) 当該本船の P&I 保険を現在引き受けているクラブ

- 2.2 IG は、Quotation procedures はメンバー間の料率の公正さを確保するために必要なものであり、クラブのシステムのなかで相互性が機能するために不可欠のものであることを指摘している。クラブは、新たなトン数を獲得するためあるいはその維持のため、他のメンバーの犠牲の上に、あるメンバーに対して (差別的な) 料率を提示しないよう自制している。新たなクラブは公正な料率を算定するに際し、既存のクラブでのその船主の実績を尊重することが求められ、本船あるいは船主がクラブを移動した場合、その移動の年につき前のクラブの料率を下回らないことが求められる。このようにして、Quotation procedures は、メンバーから不当に低い料率を要求された場合、その圧力に抗して相互性の原則を尊重するというクラブの管理者としての義務を補強しているのである。
- 2.3 IGA が存在しなければ、もし船主が新たなクラブから低い料率を提示された場合、既存のクラブはリスク分散の規模を維持するため、その船主を何とか自分のクラブにとどめようと躍起になる。そのために、既存クラブはその船主に対し、新クラブと同じ料率があるい

はそれを下回る料率を提示することを余儀なくされる。これでその船主をクラブにとどめることはできるかもしれないが、そのクラブ内でメンバー間の料率の公正さが損なわれてしまうのである。あるいは、クラブが料率の引き下げを拒みその船主と本船を失うことによりリスクの分散を損なってしまうかもしれない。いずれの場合でも、新たなクラブの行為が、既存クラブとその全てのメンバーの経済的負担（と相互性）に直ちに悪影響を及ぼしてしまうのである。

2.4 このプロセスは、結局のところ、クラブの相互性を崩壊させてしまう可能性がある。クラブのアンダーライターはトン数を維持するため、連続して「料率を下げる」ことを強いられ、適正で相互的な料率算定を行うことができなくなってしまう。IGA の Quotation procedures は、そういったことが起こるのを防ぐために必要とされる適度な抑止力を持つ手段であり、これによってプール制度に引き続き参加するクラブと船主が必要とするシステムの公正さに必要な信頼を与えるものである。

2.5 IGA を廃止すれば、プールは崩壊してしまうと IG は考えているものの、必ずそうなると断言することはできない。しかしながら、IG は、IGA の廃止がプールの崩壊という極めて深刻で危険な状況を招きかねないということだけは断言できる。なお、EU 競争法当局自身もその危険性の深刻さを認識しており、1985 年決定においては「そのようになる可能性は大いに予見し得る」と結論づけていた。

2.6 IGA は、相互的な自家保険の公平な運用を守ろうとする船主の利益に依拠し、また、現行のクラブの仕組みとプールが崩壊すれば世界中の船主とその債権者に多大な悪影響が出るため、そのようなことが起きないように何らかの手段が講じられなければならないと考える船主の認識に依拠としている。もし、その仕組みが失われてしまえば、船主は代替の仕組みを構築することを余儀なくされるが、今の仕組みがもたらす利益を復元させることはできないであろう。

2.7 最後に、IG が指摘しているのは、IG/IGA を取巻く環境に実質的な変化がないことを考えれば、EU 競争法当局自身が 1999 年に到達した結論を蒸し返すことは妥当だとは思われない、という点である。

2.8 前回（1990 年代後期）、EU 競争法当局が IG の協定の検証を行った際、IG の相互的、非営利の Claim sharing 協定を継続するのに必要なものとして、船主並びに船主協会は Quotation procedures を支持した。

3 . Release call に関連した問題

3.1 Release calls に関し、EU 競争法当局は二つの点につき、懸念を有しているようである。

3.2 EU 競争法当局の第一の懸念は、多くのクラブが算出している Release calls の額が必ずしも正しく将来のクレームを反映していないのではないかと言う点。この点に関しては、IG は次のように説明している、即ち、Release calls の水準は、単純な数学的計算によって算出されるものではなく、様々の要素を考慮してクラブ毎に算定されている。船主は、契約更改に繋がる協議の中で、予めクラブの保険料徴収の仕組みと Release calls の水準をクラブから十分に知らされている。Release calls の算定で各クラブが異なった方法をとっていることは、各クラブが競争していることを示しており、各クラブが独自に Release calls の水準を定めていることを示している。そしてもし、船主が Release calls の水準に疑念を持たば、船主はその問題を（IGA のもとで求めに応じて設けることができる）専門委員会に異議を申し立てることができる。また、船主は Release calls を払うのではなく、当該保険年度を閉めた後に決定される未払い債務に見合うだけの保証状を差し入れるという

方法を選択することができる。

- 3.3 第二の懸念は IG クラブ間の移動の場合は、船主からの銀行保証状を受け入れなければならないが、IG 外の保険者に移動する場合は、銀行保証状を受け入れない場合があるのではないか、ということ。この点に関し、IG は、全てのクラブで IG 外の保険者に移動する場合でも、Release calls に代えて船主からの銀行保証状を受け入れていることを説明している。

4. 再保険に関連した問題

- 4.1 EU 競争法当局は、IG の再保険契約が IG メンバークラブ以外の保険者の再保険手配を阻害しているのではないかと懸念を有しているようであり、それ故、そのような保険者は、なんらかの方法で IG の再保険契約を利用できるようにならなければならないと考えているようである。この懸念は、商業 P&I 保険者が 10 億ドルを超える保険を提供していないことから出ているようで、EU 競争法当局は、IG の再保険手配が再保険市場の供給力を一人占めすることで、商業 P&I 保険者が再保険を購入できないという（誤った）考えをもっているようであり、もともと IG メンバーでない保険者が、意識的に IG メンバークラブとは異なったカバーの提供を意図していることを見過ごしているようである。
- 4.2 IG は、非常に限られた状況でのみ商業 P&I 保険者の再保険を引き受けてきたことを説明した。それは、国内法により IG のメンバークラブに直接付保できない船主に（間接的ではあるが）、*（IG メンバークラブがそれらの国々の元受商業 P&I 保険者の再保険を引き受けることにより）*IG メンバークラブが提供するカバー範囲を享受できるようにするための仕組みである。IG メンバークラブの相互的な自家保険のシステムは、商業 P&I 保険者に対し、より広く開放すべき性格のものではない。